

嘉麻市特定空家等解体撤去補助金のご案内

市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、市内の老朽化した空家等の解体撤去を行う方に対し、解体撤去費用の一部(上限額50万円)を補助します。

【対象となる特定空家等※】

※特定空家等・・・空家対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等及び嘉麻市空家等の適正管理に関する条例第2条第1項第2号に規定する特定法定外空家等で、当該空家が倒壊し、又はその建築材等が落下し、若しくは飛散することにより、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態のもの。

次の①から④の要件をすべて満たす特定空家等です。

- ① 住宅不良度測定の結果、評点合計点数が100点以上あること。
- ② 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者からの承諾を得たものを除く。
- ③ 国、地方公共団体及び独立行政法人等が所有権を有していない建築物であること。
- ④ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

【補助対象者】

次の①から③の要件をすべて満たす所有者又は管理者です。

- ① 所有者等又は所有者等の属する世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者は除きます。
- ② 解体撤去業者に解体撤去を依頼すること。
- ③ 補助金の交付申請時に所有者等及び所有者等と同一世帯に属する者であって、市税及び公共料金等に滞納がないこと。
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

【補助対象経費】(次の①から③のとおりです。)

- ① 市内に本店、営業所又は事務所その他これに類する施設を有し、対象建築物の解体撤去を行う資格を有する者に請け負わせ解体撤去する経費
- ② 補助対象経費の算定は、床国土交通大臣が定める床面積1平方メートル当たりの標準除却費を上限とし、算出した補助対象経費に1,000円未

満の端数が得るときは、これを切り捨てた額とする。ただし、塀又は樹木など、建物に附属する物の撤去は補助対象経費としない

- ③ 他の制度等による給付を受けるときは、解体撤去に要した経費からその額を除く

【補助金の額】

補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とします。又、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

【その他】

- ① 交付決定を受ける前に、工事の契約又は着手された場合には、本補助金の対象となりません。
- ② 解体撤去が完了したときは、解体撤去完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出しなければなりません。
- ③ 建築物を解体撤去することにより、翌年度より土地の税額が増額になる場合などがあります。
- ④ 本補助金についてのご相談があり、市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し解体撤去を行うか否かにかかわらず、市から建築物の維持管理についての指導を受けることがあります。

【お問い合わせ先】

嘉麻市役所 防災対策課消防安全係

TEL: 0948-42-7418 (直通)